

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月8日

健康福祉局

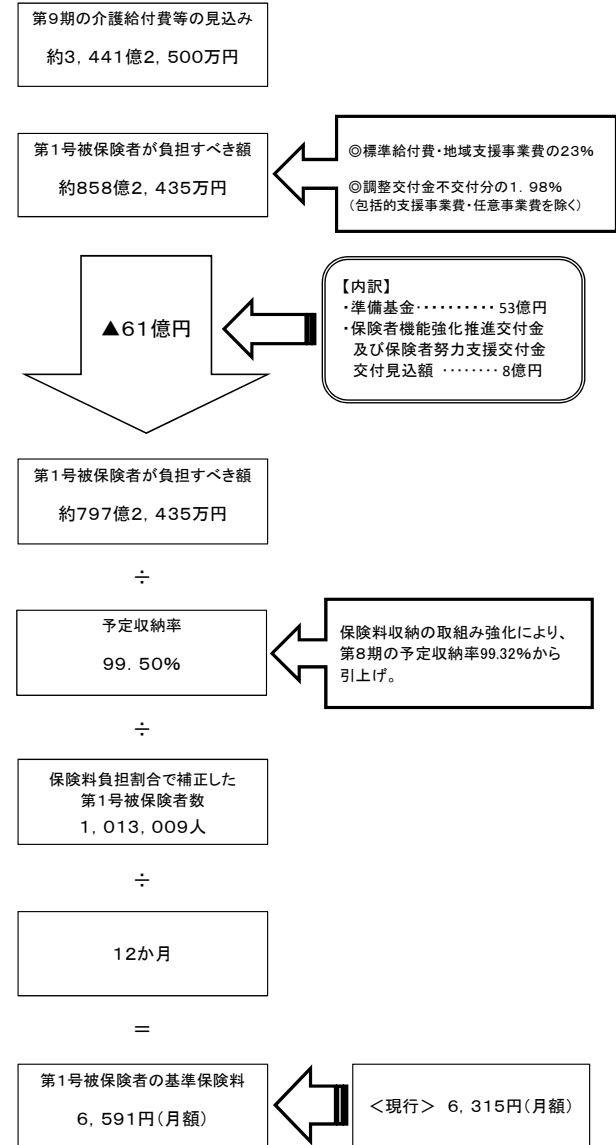
川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第9期介護保険事業計画期間(令和6年度～令和8年度)における保険料率を定めるもの

【主な改正内容】

- 国の基準の変更及び本市の所得分布状況を踏まえ、次のとおり段階区分を見直し、保険料段階設定を現行16段階から全19段階に変更
 - ・現行第11段階の区分を、合計所得金額が「350万円以上400万円未満」を第11段階、「400万円以上500万円未満」を第12段階に細分化
 - ・現行第12段階の区分を、合計所得金額が「500万円以上600万円未満」を第13段階、「600万円以上700万円未満」を第14段階に細分化
 - ・現行第16段階の区分を、合計所得金額が「2,000万円以上3,000万円未満」を第18段階、「3,000万円以上」を第19段階に細分化
- 第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するため、第10段階以上の負担割合の見直し
- 低所得者の負担割合の引下げにより保険料負担を抑制するとともに、介護保険給付費準備基金等の活用及び予定収納率の引き上げにより保険料基準額の上昇を抑制

【第9期介護保険料算定の手順】



【第8期及び第9期における段階別保険料率の比較】

第8期(令和3～5年度)					第9期(令和6～8年度)						
保険料段階	対象者の所得基準	負担割合 (×基準額)	保険料率 (円)	概ねの 保険料月額 (円)	保険料段階	対象者の所得基準	負担割合 (×基準額)	保険料率 (円)	概ねの 保険料月額 (円)		
1	生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	0.3 (0.5)	22,734 (37,890)	1,894 (3,158)	1	生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	0.285 (0.455)	22,543 (35,990)	1,878 (2,999)		
2	本人が市町村民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	0.3 (0.5)	22,734 (37,890)	1,894 (3,158)	2	本人が市町村民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	0.285 (0.455)	22,543 (35,990)	1,878 (2,999)
3		第1・第2段階以外の方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が120万円以下の方	0.4 (0.65)	30,312 (49,257)	2,526 (4,104)	3		第1・第2段階以外の方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が120万円以下の方	0.382 (0.582)	30,216 (46,035)	2,518 (3,836)
4		第1・第2・第3段階以外の方	0.7 (0.75)	53,046 (56,835)	4,420 (4,736)	4		第1・第2・第3段階以外の方	0.67 (0.675)	52,995 (53,391)	4,416 (4,449)
5	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	0.90	68,202	5,683	5	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	0.90	71,188	5,932
6		第5段階以外の方	基準額	75,780	6,315	6		第5段階以外の方	基準額	79,097	6,591
7	本人が市町村民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	1.15	87,147	7,262	7	本人が市町村民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	1.15	90,962	7,580
8		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	94,725	7,893	8		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	98,872	8,239
9		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	113,670	9,473	9		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	118,646	9,887
10		合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	1.65	125,037	10,419	10		合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	1.70	134,465	11,205
11		合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	1.75	132,615	11,051	11		合計所得金額が350万円以上400万円未満の方	1.80	142,375	11,864
12		合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	2.00	151,560	12,630	12		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.90	150,285	12,523
13		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.20	166,716	13,893	13		合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.10	166,104	13,842
14		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.40	181,872	15,156	14		合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.30	181,924	15,160
15		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.60	197,028	16,418	15		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.50	197,743	16,478
16		合計所得金額が2,000万円以上の方	2.80	212,184	17,682	16		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.70	213,562	17,797
					17	合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.90	229,382	19,115		
					18	合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	3.10	245,201	20,433		
					19	合計所得金額が3,000万円以上の方	3.30	261,021	21,752		

※ 公的年金等所得金額を控除した金額。

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号</p> <p>第5条の3 地域包括運営協議会は、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）、法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。</p> <p>2 地域包括運営協議会は委員10人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者</p> <p>(3) 事業者の団体の代表者</p> <p>(4) 被保険者</p> <p>(5) その他市長が必要と認めた者</p> <p>3 地域包括運営協議会の下部組織として、各区に区地域包括支援センター運営協議会（以下「区地域包括運営協議会」という。）を置く。</p> <p>4 区地域包括運営協議会は、当該区における地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項並びに法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項について調査審議する。</p> <p>5 区地域包括運営協議会は委員8人以内で組織し、委員は第2項各号に掲げる者のうちから、地域包括運営協議会の意見を聴いて、市長が委嘱する。</p> <p>6 この条例に定めるもののほか、地域包括運営協議会及び区地域包括運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号</p> <p>第5条の3 地域包括運営協議会は、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）、法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。</p> <p>2 地域包括運営協議会は委員10人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者</p> <p>(3) 事業者の団体の代表者</p> <p>(4) 被保険者</p> <p>(5) その他市長が必要と認めた者</p> <p>3 地域包括運営協議会の下部組織として、各区に区地域包括支援センター運営協議会（以下「区地域包括運営協議会」という。）を置く。</p> <p>4 区地域包括運営協議会は、当該区における地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項並びに法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項について調査審議する。</p> <p>5 区地域包括運営協議会は委員8人以内で組織し、委員は第2項各号に掲げる者のうちから、地域包括運営協議会の意見を聴いて、市長が委嘱する。</p> <p>6 この条例に定めるもののほか、地域包括運営協議会及び区地域包括運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>(保険料率及び保険料額)</p> <p>第8条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>35,990円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者</p> <p>イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）<u>第22条第22号イ</u>の規定により要保護者とみなされた者に限る。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>35,990円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者</p> <p>イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者（前号イに該当する者を除く。）</p> <p>(3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 <u>46,035円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 <u>53,391円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 <u>71,188円</u></p> <p>(6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 <u>79,097円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,962円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）をいい、</p>	<p>(保険料率及び保険料額)</p> <p>第8条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>37,890円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者</p> <p>イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）<u>第22条第21号イ</u>の規定により要保護者とみなされた者に限る。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>37,890円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者</p> <p>イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者（前号イに該当する者を除く。）</p> <p>(3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 <u>49,257円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 <u>56,835円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 <u>68,202円</u></p> <p>(6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 <u>75,780円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,147円</u></p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）をいい、</p>

改正後	改正前
<p>その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>98,872円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>118,646円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>134,465円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前</p>	<p>その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ <u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>94,725円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ <u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>113,670円</u></p> <p>ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ <u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>125,037円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前</p>

改正後	改正前
<p>各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>142,375円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上<u>4,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(12) 次のいずれかに該当する者 150,285円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(13) 次のいずれかに該当する者 166,104円</u></p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上<u>6,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、</p>	<p>各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ <u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>132,615円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上<u>5,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ <u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(12) 次のいずれかに該当する者 151,560円</u></p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上<u>7,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、</p>

改正後	改正前
<p>次号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 181,924円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が6,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))、次号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(15) 次のいずれかに該当する者 197,743円</u></p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))、次号イ、<u>第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(16) 次のいずれかに該当する者 213,562円</u></p> <p>ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))、<u>次号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(17) 次のいずれかに該当する者 229,382円</u></p> <p>ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも</p>	<p>次号イ、<u>第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(13) 次のいずれかに該当する者 166,716円</u></p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))、次号イ <u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 181,872円</u></p> <p>ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)) <u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(15) 次のいずれかに該当する者 197,028円</u></p> <p>ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも</p>

改正後	改正前
<p>の（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>の（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>
<p><u>(18) 次のいずれかに該当する者 245,201円</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>ア 合計所得金額が20,000,000円以上30,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p>	
<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p>	
<p><u>(19) 前各号のいずれにも該当しない者 261,021円</u></p>	<p><u>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 212,184円</u></p>
<p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>22,543円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>22,734円</u>とする。</p>
<p>3 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>30,216円</u>とする。</p>	<p>3 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>30,312円</u>とする。</p>
<p>4 第1項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までにおける保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>52,995円</u>とする。</p>	<p>4 第1項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までにおける保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>53,046円</u>とする。</p>
<p>5 前各項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その10円未満の端数を切り捨てる。 (保険料の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料額)</p>	<p>5 前各項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その10円未満の端数を切り捨てる。 (保険料の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料額)</p>
<p>第12条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p>	<p>第12条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p>
<p>2 前項の規定により保険料額を算定する場合においては、第8条第1項中「当該各年度の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資</p>	<p>2 前項の規定により保険料額を算定する場合においては、第8条第1項中「当該各年度の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資</p>

改正後	改正前
<p>格を取得した日」として、同条を適用する。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもつて行う。</p> <p>4 保険料の賦課期日（賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項において同じ。）後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第8条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イ</u>のいずれかの規定（以下「被保護者等該当規定」という。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで保険料の賦課期日において課された保険料を月割をもつて算定した額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割をもつて算定した額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料額が保険料の賦課期日において課された保険料額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び前2項の規定により算定された当該年度における保険料額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>格を取得した日」として、同条を適用する。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもつて行う。</p> <p>4 保険料の賦課期日（賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項において同じ。）後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第8条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ<u>若しくは第15号イ</u>のいずれかの規定（以下「被保護者等該当規定」という。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで保険料の賦課期日において課された保険料を月割をもつて算定した額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割をもつて算定した額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料額が保険料の賦課期日において課された保険料額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び前2項の規定により算定された当該年度における保険料額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>